

【新 Quick Master 行政法 [第 5 版] 訂正表】2016 年 08 月 23 日現在

<訂正表>

ページ	問題番号 タイトル	行数	誤	正	備考
88	問題 28	肢 4	審査請求することができ る処分につき、その処分を する権限を有する行政庁 が、その権限を他の行政庁 に委任した場合において、 受任庁がその委任に基づ いてした処分に対する審 査請求について受任庁が 裁決をしたときは、処分の 相手方は、委任庁にとって 本来審査庁となるべき行 政庁に対して再審査請求 をすることができる。	法定代理と授権代理のい ずれも、代理関係を明示し て行わなければならない が、代理関係の発生につい ては外部への対外的公示 は不要とされる。	2016. 8. 23 訂正
89	問題 28	肢 4	審査請求ができる処分に つき、当該処分をする権限 を有する行政庁（原権限 庁）が、その権限を他の行 政庁に委任した場合にお いて、委任を受けた行政庁 が委任に基づいて行った 処分に対する審査請求に ついて、原権限庁が審査庁 として裁決をした場合、当 該裁決に不服のある処分 の相手方は、委任庁にと つて本来審査庁となるべき 行政庁に対して再審査請 求をすることができる（行 政不服審査法 8 条 1 項 2 号・2 項）。	法定代理と授権代理のい ずれも、代理関係を明示し て行う必要があるので前 段は正しい。そして、権限 の代理においては権限の 移動がなく、相手方の予測 可能性を害することがな いので、外部への対外的公 示は不要とされている。し たがって、後段も正しい。	2016. 8. 23 訂正
347	過去問・必修問題 解説	19	(行政手続法 27 条 2 項)	削除	2016. 03. 28 訂正

363	実践・過去問 問題109 解説	17	(行政不服審査法 <u>57</u> 条 1 項)	(行政不服審査法 <u>82</u> 条 1 項)	2016. 03. 28 訂正
373	実践・過去問 問題114 解説	10	審査請求もしくは <u>異議申立て</u>	審査請求もしくは <u>再調査の請求</u>	2016. 03. 28 訂正
373	実践・過去問 問題114 解説	12	(行政不服審査法 <u>57</u> 条 1 項・2 項)	(行政不服審査法 <u>82</u> 条 1 項・2 項)	2016. 03. 28 訂正
399	(3) 再審査請求	6	〈異議申立て〉	〈 <u>再調査の請求</u> 〉	2015. 12. 08 訂正
439	過去問・必修問題 解説	7	<u>異議申立て</u>	削除	2016. 03. 28 訂正
468	実践・過去問 問題 135 解説	23	エ × 判例は、拒否通知 <u>がなくとも</u>	エ × 判例は、拒否通知 <u>が取り消されなくとも</u>	2016. 03. 28 訂正
674	(2) 地方公共団体の 種類 ② 政令指定都市, 中 核市, 特例市	3	人口 <u>30</u> 万人以上	人口 <u>20</u> 万人以上	2015. 12. 08 訂正
674	(2) 地方公共団体の 種類 ② 政令指定都市, 中 核市, 特例市	5	特例市制度は、政令で指定 を受けた人口 20 万人以上 の都市について、都道府県 の事務のうち政令で定め る一定数の事務が移管さ れます (252 条の 26 の 3 以下)	削除 (特例市廃止のため)	2015. 12. 08 訂正
702	Q 6			削除 (特例市廃止のため)	2015. 12. 08 訂正
703	A 5	1	人口 <u>30</u> 万以上の市	人口 <u>20</u> 万以上の市	2015. 12. 08 訂正
703	A 6			削除 (特例市廃止のため)	2015. 12. 08 訂正

※備考欄の「日付」は、上掲訂正情報がLECホームページの『公務員 テキスト改訂・修正情報一覧』  
(<http://www.lec-jp.com/koumuin/kaitei>)に掲載された日付です。